

岡崎市指定地域生活支援事業者の人員、設備及び運営に関する基準

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 移動支援事業

第1節 基本方針（第3条）

第2節 指定事業者の資格要件（第4条）

第3節 人員に関する基準（第5条―第7条）

第4節 設備に関する基準（第8条）

第5節 運営に関する基準（第9条―第40条）

第3章 日中一時支援事業

第1節 基本方針（第41条）

第2節 指定事業者の区分（第42条）

第3節 人員に関する基準（第43条―第44条）

第4節 設備に関する基準（第45条）

第5節 運営に関する基準（第46条―第63条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 岡崎市指定地域生活支援事業（給付事業）（以下「指定事業」という。）の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）が指定事業を行うにあたり満たすべき人員、設備及び運営に関する基準については、この基準の定めるところによる。

（指定事業者の一般原則）

第2条 指定事業者は、指定事業を利用する障がい者及び障がい児（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。

3 指定事業者は、指定事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、岡崎市、他の指定事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定事業者は、他法令により届出又は許可が必要な業務を実施する場合においては、当該法令に従い適切に届け出て又は許可を受けて実施しなければならない。

第2章 移動支援事業

第1節 基本方針

第3条 指定事業に該当する移動支援事業（以下「指定移動支援」という。）は、屋

外での移動が困難な利用者に対し、外出のための支援を行うことにより、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じて、当該利用者の外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介助その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 指定事業者の資格要件

第4条 指定移動支援を実施する事業者（以下この章において「指定移動支援事業者」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障がい福祉サービス事業者（以下「指定障がい福祉サービス事業者」という。）のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障がい福祉サービス事業者の指定を受けている者とする。

第3節 人員に関する基準

（従業者及びサービス提供責任者の員数）

第5条 指定移動支援事業者が指定移動支援を行う事業所（以下「指定移動支援事業所」という。）ごとにおくべき従業者の員数は、前条の資格要件を満たすことで基準を満たしているとみなす。

2 サービス提供責任者については、指定障がい福祉サービス事業者のサービス提供責任者とする。

（管理者）

第6条 指定移動支援事業者が指定移動支援事業所ごとに置く管理者については、指定障がい福祉サービス事業所の管理者から選任することができる。

2 前項の規定によらないで選任した場合は、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定移動支援事業所の管理上支障がない場合は、当該移動支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定移動支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（指定移動支援の提供に当たる者）

第7条 指定移動支援の提供に当たる者については、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）（以下「居宅介護等従事者基準」という。）とする。

ただし、視覚障がい者である利用者に対して指定移動支援を提供する場合は、指定同行援護の業務に従事できる者とする。

第4節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第8条 指定移動支援事業所に備えるべき設備及び備品等については、第4条の資格

要件を満たすことで基準を満たしているとみなす。

第5節 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 指定移動支援事業者は、指定事業の支給決定を受けた障がい者又は障がい児の保護者（以下「支給決定障がい者等」という。）が指定移動支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第30条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定移動支援の提供の開始等について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定移動支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第10条 指定移動支援事業者は、指定移動支援を提供するときは、当該指定移動支援の内容、支給決定障がい者等に提供することを契約した指定移動支援の量（以下この章において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障がい者等の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障がい者等の支給量を超えてはならない。

3 指定移動支援事業者は、指定移動支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を岡崎市に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第11条 指定移動支援事業者は、正当な理由がなく指定移動支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第12条 指定移動支援事業者は、指定移動支援の利用について岡崎市又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定移動支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定移動支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第14条 指定移動支援事業者は、指定移動支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(地域生活支援事業(給付事業)の給付の申請に係る援助)

第15条 指定移動支援事業者は、移動支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに給付費の給付の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定移動支援事業者は、移動支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の終了に伴う給付費の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状態の把握)

第16条 指定移動支援事業者は、指定移動支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の指定障がい福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障がい福祉サービス事業者等との連携等)

第17条 指定移動支援事業者は、指定移動支援を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、岡崎市、他の指定障がい福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定移動支援事業者は、指定移動支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、他の指定障がい福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 指定移動支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定移動支援事業者は、指定移動支援を提供した際は、当該指定移動支援の提供日、内容その他の必要な事項を、指定移動支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定移動支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障がい者等から指定移動支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定移動支援事業者が支給決定障がい者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第20条 指定移動支援事業者が、指定移動支援を提供する支給決定障がい者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障がい者等に支払を求めることが適当である

ものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障がい者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障がい者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに掲げる支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第21条 指定移動支援事業者は、代理受領を行う指定移動支援を提供した際は、支給決定障がい者等から別に定める当該指定移動支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定移動支援事業者は、代理受領を行わない指定移動支援を提供した際は、支給決定障がい者等から別に定める当該移動支援に係る事業費用の支払を受けるものとする。

- 3 指定移動支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、支給決定障がい者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定移動支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障がい者等から受けることができる。

- 4 指定移動支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障がい者等に対し交付しなければならない。

- 5 指定移動支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障がい者等に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者等の同意を得なければならない。

(給付費の額に係る通知等)

第22条 指定移動支援事業者は、代理受領により岡崎市から別に定める指定移動支援に係る給付費の支給を受けた場合は、支給決定障がい者等に対し、当該支給決定障がい者等に係る給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定移動支援事業者は、第21条第2項の代理受領を行わない指定移動支援に係る事業費用の支払を受けた場合は、その提供した指定移動支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障がい者等に対して交付しなければならない。

(指定移動支援の基本取扱方針)

第23条 指定移動支援は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 指定移動支援事業者は、その提供する指定移動支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定移動支援の具体的取扱方針)

第24条 指定移動支援事業所の従業者が提供する指定移動支援の方針は、次の各号に

掲げるところによるものとする。

- (1) 指定移動支援の提供に当たっては、次条第1項に規定する移動支援計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
- (2) 指定移動支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。
- (3) 指定移動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (4) 指定移動支援の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (5) 常に利用者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(移動支援計画の作成)

第25条 サービス提供責任者（第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。）は、利用者又は障がい児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した移動支援計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の移動支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該移動支援計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障がい児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障がい児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障がい児相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、第1項の移動支援計画作成後においても、当該移動支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該移動支援計画の変更を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する移動支援計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第26条 指定移動支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する移動支援の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第27条 従業者は、現に指定移動支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障がい者等に関する市町村への通知)

第28条 指定移動支援事業者は、指定移動支援を受けている支給決定障がい者等が偽りその他不正な行為によって給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅

滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第29条 指定移動支援事業所の管理者は、当該指定移動支援事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定移動支援事業所の管理者は、当該指定移動支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、第25条に規定する業務のほか、指定移動支援事業所に対する指定移動支援の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。
- 4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(運営規程)

第30条 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第33条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定移動支援の内容並びに支給決定障がい者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第31条 指定移動支援事業者は、利用者に対し、適切な指定移動支援を提供できるよう、指定移動支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所ごとに、当該指定移動支援事業所の従業者によって指定移動支援を提供しなければならない。
- 3 指定移動支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定移動支援事業者は、適切な指定移動支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第31条の2 指定移動支援事業者は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定移動支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定移動支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定移動支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第32条 指定移動支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。3 指定移動支援事業者は、当該指定移動支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、[次の各号](#)に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定移動支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定移動支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定移動支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第33条 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定移動支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定移動支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第33条の2 指定移動支援事業者は、指定移動支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定移動支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を

記録しなければならない。

3 指定移動支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(秘密保持等)

第34条 指定移動支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定移動支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定移動支援事業者は、他の指定移動支援事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第35条 指定移動支援事業者は、指定移動支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定移動支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定移動支援事業者は、当該指定移動支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第36条 指定移動支援事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービス事業者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定移動支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定移動支援事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービス事業者又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第37条 指定移動支援事業者は、その提供した指定移動支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定移動支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定移動支援事業者は、その提供した指定移動支援に関し、岡崎市が行う報告若

しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定移動支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して岡崎市が行う調査に協力するとともに、岡崎市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定移動支援事業者は、岡崎市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を岡崎市に報告しなければならない。
- 5 指定移動支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第38条 指定移動支援事業者は、利用者に対する指定移動支援の提供により事故が発生した場合は、岡崎市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定移動支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 指定移動支援事業者は、利用者に対する指定移動支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第38条の2 指定移動支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定移動支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定移動支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第39条 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定移動支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第40条 指定移動支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定移動支援事業者は、利用者に対する指定移動支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定移動支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

第3章 日中一時支援事業

第1節 基本方針

第41条 指定事業に該当する日中一時支援事業(以下「指定日中一時支援」という。)

は、日中居宅においてその者を介護する者がいない利用者に対し、日中における活動の場を確保することにより、利用者の家族の就労支援及び一時的な休息を確保すること並びに利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じて、当該利用者の見守り、排泄及び食事の介護、社会に適応するための日常的な訓練その他岡崎市が認めた支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 指定事業者の区分

第42条 指定日中一時支援を実施する事業者（以下この章において「指定日中一時支援事業者」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの条件を満たす者とする。

(1) 指定障がい福祉サービス事業者のうち短期入所に係る指定障がい福祉サービス事業者の指定を受けている者

(2) 指定障がい福祉サービス事業者のうち生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に係る指定障がい福祉サービス事業者の指定を受けている者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障がい児通所支援事業者（以下「指定障がい児通所支援事業者」という。）のうち児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定障がい児通所支援事業者の指定を受けている者のうち、当該指定障がい福祉サービス又は当該指定障がい児通所支援（以下「指定障がい福祉サービス等」という。）を実施する事業所の休日又は指定障がい福祉サービス等を実施する事業所のサービス提供時間以外に日中一時支援事業を実施する者

(3) 第1号及び第2号に該当しない者（以下「指定単独日中一時支援事業者」という。）

2 指定日中一時支援事業者のうち岡崎市指定地域生活支援事業の給付等に関する基準第4条第2項第5号に規定される未就学児受入加算（以下「未就学児受入加算」という。）を算定できる者は、指定障がい児通所支援事業者のうち児童発達支援に係る指定障がい児通所支援事業者の指定を受けており、過去1年間において児童発達支援のサービス提供実績を有する者とする。

第3節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第43条 指定日中一時支援事業者が指定日中一時支援を実施する事業所（以下この章において「指定日中一時支援事業所」という。）ごとにおくべき従業者の員数は、前条第1項各号の資格要件を満たす事業所ごとに、次の各号のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号に該当する事業所（岡崎市指定地域生活支援事業の給付等に関する基準第4条第2項第4項に規定される医療的ケア加算（以下「医療的ケア加算」という。）又は未就学児受入加算を算定する事業所を除く。）

指定障がい福祉サービス事業における指定短期入所事業所（以下「指定短期入

所事業所」という。)の利用定員の範囲内で指定日中一時支援を実施する場合は、指定短期入所事業所として必要とされる数以上とする。

なお、指定短期入所事業所の利用定員を超えて指定日中一時支援を実施する場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第124条における利用者の数の合計数に、当該日中一時支援事業所の利用者の数を加えた数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。

- (2) 前条第1項第2号又は第3号に該当する事業所(医療的ケア加算又は未就学児受入加算を算定する事業所を除く。)

指定日中一時支援事業所におくべき従業者は生活支援員とし、専ら当該指定日中一時支援の提供に当たる生活支援員の数は、次のとおりとする。

ア 利用者の数が10人までは、2以上

イ 利用者の数が10人を超えるときは、2に、利用者の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 生活支援員のうち、1人以上は、営業日ごとにサービス提供時間を通して常に勤務する者を置かなくてはならない。

なお、同一事業所内において、法第77条第3項に規定する地域生活支援事業と同一時間に指定日中一時支援を実施する場合で、緊急時等に相互連携が可能な場合は、利用者の数5人につき1以上とすることができる。

- 2 前項第2号に規定する生活支援員については、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者

(2) 介護職員実務者研修課程修了と同程度以上の資格を有する者

(3) 介護職員初任者研修課程修了と同程度以上の資格を有する者であって、1年以上介護事業に従事した経験を有する者

(4) 前条第1項第1号又は第2号に係る指定障がい福祉サービス等事業所において現に利用者に直接サービスを提供する業務に従事する者

(5) 指定障がい福祉サービス等事業所、指定日中一時支援事業所において1年以上利用者に直接サービスを提供する業務に従事した経験を有する者

(6) その他市長が認める者

(医療的ケア加算を算定する事業所における従業者の員数)

第43条の2 前条の規定に関わらず、医療的ケア加算を算定する指定日中一時支援事業所におくべき従業者はサービス管理者及び看護職員とし、従業者の員数は次のとおりとする。

(1) サービス管理者はサービス提供時間を通して常に勤務する者を1人配置するものとし、当該事業所の看護職員との兼務を可とする。

(2) 専ら当該指定日中一時支援の提供に当たる看護職員の数は、次のとおりとする。

ア 利用者の数が10人までは、2以上

イ 利用者の数が10人を超えるときは、2に、利用者の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項に規定するサービス管理者については、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 医療機関、介護老人保健施設又は訪問看護ステーションに3年以上従事した経験を有する者
- (2) 医師、看護師又は准看護師の資格を有する者
- (3) その他市長が認める者

3 同条第1項に規定する看護職員については、医療機関、介護老人保健施設又は訪問看護ステーションにおいて看護師又は准看護師として1年以上従事した経験を有する者でなければならない。

(未就学児受入加算を算定する事業所における従業者の員数)

第43条の3 第43条及び前条の規定に関わらず、未就学児受入加算を算定する指定日中一時支援事業所におくべき従業者は指導員とし、専ら当該指定日中一時支援の提供に当たる指導員の数は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の数が10人までは、2以上
- (2) 利用者の数が10人を超えるときは、2に、利用者の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (3) 指導員のうち、1人以上は、営業日ごとにサービス提供時間を通して常に勤務する者を置かなくてはならない。

2 前項に規定する指導員については、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 幼稚園教諭免許（一種、二種、専修）の資格を有する者
- (3) その他市長が認める者

3 同条第1項に規定する指導員のうち、1人以上は、前項第1項に規定する保育士でなければならない。

4 未就学児受入加算対象利用者と未就学児受入加算対象外利用者とを合わせて受け入れる場合は、未就学児受入加算対象利用者について、本条の規定を適用することに加え、未就学児受入加算対象外利用者について、第43条又は前条の規定が適用される。この場合、それぞれに必要とされる従業者を配置すること。

(管理者)

第44条 第6条第1項の規定は、指定日中一時支援事業所（指定単独日中一時支援事業者が指定日中一時支援を行う事業所（以下「指定単独日中一時支援事業所」という。）を除く。）の事業について準用する。

2 前項の規定によらないで選任した場合は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定日中一時事業所の管理上支障がない場合は、当該

日中一時支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定日中一時支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

3 指定単独日中一時支援事業者は、指定単独日中一時支援事業所ごとに次の各号のいずれかに当てはまる者を専らその職務に従事する管理者として置かなければならない。ただし、当該事業所の管理業務に支障がない場合は、当該事業所の生活支援員の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事させることができるものとする。

- (1) 社会福祉事業、日中一時支援事業に3年以上従事した経験を有する者
- (2) 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、看護師又は保育士の資格を有する者
- (3) その他、第1号に定める者と同程度の経験を持つとして市長が認める者

第4節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第45条 指定日中一時支援事業所（指定単独日中一時支援事業所を除く。）に備えるべき設備及び備品等については、第42条の資格要件を満たすことで基準を満たしているとみなす。なお、第42条第1号の資格要件を満たす事業所においては、居室を用いずに当該指定日中一時支援を提供することができる。

2 指定単独日中一時支援事業所に備えるべき設備及び備品等については、相談室及び活動室を有するほか、指定単独日中一時支援（指定単独日中一時支援事業者が行う指定日中一時支援をいう。以下同じ）の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

3 指定単独日中一時支援事業所のうち、給食サービスを実施するものにあつては、前項に掲げる設備のほか、食堂を備えなければならない。

4 指定単独日中一時支援事業所のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、第2項に掲げる設備のほか、浴室を備えなければならない。

5 第1項の規定に関わらず、医療的ケア加算を算定する事業所は、第2項に掲げる設備のほか、医務室を設けなければならない。

6 前5項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (2) 活動室 利用者1人当たりの床面積は、収納設備を除き1.6㎡以上とすること。
ただし、未就学児受入加算を算定する事業所の利用者1人当たりの床面積は、収納設備を除き3㎡以上とすることとし、未就学児受入加算対象利用者と未就学児受入加算対象外利用者とを合わせて受け入れる場合は、それぞれに活動室を設けること。
- (3) 食堂 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- (4) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- (5) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

- (6) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- (7) 医務室 医師が往診できる広さ及び設備を有すること。
- 7 前項に掲げる設備は、専ら当該指定単独日中一時支援の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定単独日中一時支援の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 8 指定日中一時支援事業所のうち、送迎サービスを実施するものにあつては、利用者の特性に応じた送迎車両を用いることとする。

第5節 運営に関する基準

(指定日中一時支援の開始及び終了)

第46条 指定日中一時支援事業者は、保護者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが日中に限り一時的に困難となった利用者を対象に、指定日中一時支援を提供するものとする。

- 2 指定日中一時支援事業者は、他の指定障がい福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定日中一時支援の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に他の指定障がい福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第47条 指定日中一時支援事業者は、入所又は退所に際しては、指定日中一時支援事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を、支給決定障がい者等の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定日中一時支援事業者は、自らの指定日中一時支援の提供により、支給決定障がい者等が提供を受けた指定日中一時支援の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障がい者等に係る受給者証の指定日中一時支援の提供に係る部分の写しを岡崎市に提出しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第48条 指定日中一時支援事業者は、代理受領を行う指定日中一時支援を提供した際は、支給決定障がい者等から別に定める当該指定日中一時支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定日中一時支援事業者は、代理受領を行わない指定日中一時支援を提供した際は、支給決定障がい者等から別に定める当該日中一時支援に係る事業費用の支払を受けるものとする。
- 3 指定日中一時支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定日中一時支援において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障がい者等から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用

(2) 光熱水費

(3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定日中一時支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障がい者等に負担させることが適当と認められるもの

4 指定日中一時支援事業者は、第1項から前項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障がい者等に対し交付しなければならない。

5 指定日中一時支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ支給決定障がい者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者等の同意を得なければならない。

(指定日中一時支援の取扱方針)

第49条 指定日中一時支援は、利用者の身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定日中一時支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 指定日中一時支援事業所の従業者は、指定日中一時支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定日中一時支援事業者は、その提供する指定日中一時支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(相談及び援助)

第50条 指定日中一時支援事業者は、常に利用者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(サービスの提供)

第51条 指定日中一時支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定日中一時支援事業者は、その利用者に対して、支給決定障がい者等の負担により、当該指定日中一時支援事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

3 指定日中一時支援事業者のうち第42条第1号に該当する事業者は、支給決定障がい者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。

4 指定日中一時支援事業者のうち第42条第2号又は第3号に該当する事業者は、支給決定障がい者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行うことができる。

- 5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に提供しなければならない。
- 6 指定日中一時支援事業者のうち送迎サービスを実施する事業者は、支給決定障がい者等が送迎サービスの利用の申込みを行ったときは、利用者の障がいの特性に応じた適正な配慮をしつつ、当該支給決定障がい者等に対し送迎事業の概要、運営体制、送迎区域、事故発生時の対応その他のサービスの選択に資すると認められる事項を記した文書を交付して説明を行い、当該送迎サービスの提供の開始等について当該支給決定障がい者等の同意を得なければならない。
- 7 未就学児受入加算を算定する指定日中一時支援事業者は、未就学児受入加算対象利用者に対し、送迎サービスの提供又はその他の方法により、利用開始前に当該指定日中一時支援事業所に通う方法を確保するものとする。
- 8 未就学児受入加算を算定する指定日中一時支援事業者は、未就学児受入加算対象利用者へ指定日中一時支援を提供する体制を1時間以上確保しなければならない。

(健康管理)

第52条 指定日中一時支援事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第53条 指定日中一時支援事業所の管理者は、当該指定日中一時支援事業所の従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定日中一時支援事業所の管理者は、当該指定日中一時支援事業所の従業員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 医療的ケア加算を算定する指定日中一時支援事業所の管理者は、管理者と従業員間及び従業員相互の連携方法、情報伝達及び報告体制を整備しなければならない。

(運営規程)

第54条 指定日中一時支援事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定日中一時支援の内容並びに支給決定障がい者等から受領する費用の種類及びその額
- (6) サービス利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第55条 指定日中一時支援事業者は、利用者に対し、適切な指定日中一時支援を提供できるように、指定日中一時支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定日中一時支援事業者は、指定日中一時支援事業所ごとに、当該指定日中一時支援事業所の従業員によって指定日中一時支援を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定日中一時支援事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定日中一時支援事業者は、適切な指定日中一時支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 5 医療的ケア加算を算定する指定日中一時支援事業者は、従業員の資質の向上のために、医療的ケアに係る研修及びケア会議等の機会を確保しなければならない。また、新規に採用したすべての従業員に対し、熟練した職員の同行による研修を実施しなければならない。

(定員の遵守)

第56条 指定日中一時支援事業者は、定員を超える利用者に対して同時に指定日中一時支援を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関)

第57条 指定日中一時支援事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

- 2 医療的ケア加算を算定する指定日中一時支援事業者は、協力医療機関のほか、利用者の主治医、利用者が利用する訪問看護事業所等との連携・相談体制を整備しなければならない。

(掲示)

第58条 指定日中一時支援事業者は、指定日中一時支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定日中一時事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定日中一時支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(非常災害対策)

第59条 指定日中一時支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

2 指定日中一時支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定日中一時支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第60条 指定日中一時支援事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定日中一時支援事業者は、指定日中一時支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定日中一時支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定日中一時支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定日中一時支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

3 医療的ケア加算を算定する指定日中一時支援事業者は、従業者に対する健康診断の実施体制及び衛生管理体制を整備しなければならない。

(地域との連携等)

第61条 指定日中一時支援事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(区画外提供の特例)

第62条 指定日中一時支援事業者は、その事業の運営に当たっては、第45条の基準を満たすものとして指定を受けた区画内において指定日中一時支援を提供することを原則とする。ただし、利用者について指定日中一時支援事業者が当該区画内において指定日中一時支援を提供することが著しく困難と認める場合については、指定日中一時支援事業者は、当該指定日中一時支援事業者の責任において、次の各号の条件を満たした上で区画外において指定日中一時支援を提供(以下、本条において「外出」という。)することができる。

(1) 外出する利用者1人につき生活支援員1人以上が同行すること。

(2) 外出する利用者を除いた利用者について、常時第43条の基準を満たす従業者を配置すること。

(3) 徒歩(車いす等を含む。)による移動とし、自転車、自動車又は公共交通機関を利用しないこと。

- (4) 外出する時間は当該日の当該利用者の利用時間の10分の1以内かつ30分以内とすること。
- (5) 事前に外出の必要性、外出経路、外出時間、緊急時対応を含む利用者の特性に配慮した外出計画を作成すること。
- (6) 外出を実施する前に利用者及びその家族に対して説明を行い、書面による同意を得ること。
- (7) 外出する利用者が第三者に対して与えた損害については、原則指定日中一時支援事業者が賠償する責任を負うこと。

2 前項の規定による外出を行った場合、指定日中一時支援事業者は外出した利用者、外出経路、外出した日時、外出時間、付添者その他必要事項を記録しなければならない。

(準用)

第63条 第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第27条、第28条、第31条の2及び第33条の2から第40条までの規定は、指定日中一時支援の事業について準用する。

附 則

この基準は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成24年9月27日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年2月28日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年1月1日から適用する。ただし、改正前の基準第64条から第68条までの規定については、平成27年3月31日までの間、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成31年2月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

2 施行の日から令和7年3月31日までの間、第31条の2（第63条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

3 施行の日から令和7年3月31日までの間、第32条第3項及び第60条第2項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

4 施行の日から令和7年3月31日までの間、第33条の2（第63条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(虐待の防止に係る経過措置)

5 施行の日から令和7年3月31日までの間、第38条の2（第63条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。